

徳島県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4	丸亀三好	三好郡東みよし町東山字男山 六九六番一地先から 同 字中村 三三番一地先まで	一七六・三	令和七年十一月十八日